

～慢性疲労症候群の障害状態について診断書を作成されるお医者様へ～

日頃より公的年金事業の運営にあたりましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

慢性疲労症候群の障害状態について診断書（血液・造血器・その他の障害用 様式第120号の7）を作成する際には、診断書⑨「現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項」欄に、次の旧厚生省研究班の重症度分類PS（=Performance status（パフォーマンス・ステータス））のいずれに該当しているか記載いただくようお願いいたします。

【参考】

Performance status による疲労/倦怠の程度

（厚生省特別研究事業、本邦による Chronic Fatigue Syndrome＝慢性疲労症候群の実態調査ならびに病因、病態に関する研究＝平成3年度研究実績報告書）

PS0	倦怠感がなく平常の社会（学校）生活ができ、制限を受けることなく行動できる。
PS1	通常社会（学校）生活ができ、労働（勉強）も可能であるが、疲労感を感じるときがしばしばある。
PS2	通常社会（学校）生活ができ、労働（勉強）も可能であるが、全身倦怠感のため、しばしば休息が必要である。
PS3	全身倦怠感のため、月に数日は社会（学校）生活や労働（勉強）ができず、自宅にて休養が必要である。
PS4	全身倦怠感のため、週に数日は社会（学校）生活や労働（勉強）ができず、自宅にて休養が必要である。
PS5	通常社会（学校）生活や労働（勉強）は困難である。軽作業は可能であるが、週のうち数日は自宅にて休息が必要である。
PS6	調子のよい日には軽作業は可能であるが週のうち50%以上は自宅にて休息が必要である。
PS7	身の回りのことはでき、介助も不要であるが、通常社会（学校）生活や軽労働（勉強）は不可能である。
PS8	身の回りのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床している。
PS9	身の回りのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としている。